

地域における障害者スポーツの普及促進について（中間整理）概要

平成27年8月28日 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

障害者スポーツの普及促進に関する全般的な意見

- 障害者スポーツは、障害者がスポーツを通じて自らの可能性にチャレンジし、仲間との交流やコミュニケーションが深められるよう、障害の種類や程度に応じたクラス分け、ルールや用具を変更・考案して実施するところに特徴。スポーツに苦手意識を持つ子供や高齢者等も参加可能で障害のある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性。
- 障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献。
- 現状は、障害者の週1回以上のスポーツ実施率18.2%（成人一般40.4%）。障害者スポーツを推進する団体や組織は脆弱。
- 障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会等が中核となり、連携・共同体制を構築し、人材や資源を十分に活用しつつ推進。

障害者スポーツの普及促進に関する取組方策に関する意見

1 障害児のスポーツ活動の推進

- 障害児が早期にパラリンピアン等と接し「知る」ことが重要
- 初任者研修・免許状更新講習等の機会に現職教員に理解を促進
- 障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムの研究開発
- 特別支援学校等への障害者スポーツ指導者の派遣

2 障害者のスポーツ活動の推進

- 障害者スポーツの用具は高価なものが多く、地域のスポーツ施設などに設置されるよう支援
- 特別支援学校等を活用し、放課後や休日に在校生、卒業生、地域住民等がスポーツ活動に参加できる取組を普及、利用促進方策の検討（休日の校舎管理、車いすの使用等）
- 障害者スポーツ指導者の養成拡充（教員、スポーツ推進委員、行政職員を対象）、現職の指導者の研修充実

3 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進

- 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツの場としての活用の促進
- 障害者と健常者が一緒に楽しめる場を創る人材の研修を実施

4 障害者スポーツに対する理解促進

- 子供が障害者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることにより、保護者が障害者スポーツに興味や関心を抱く相互作用を意識
- 企業にとっては、社会貢献（CSR）、イメージ向上、就労支援にもつながる

5 障害者スポーツの推進体制の整備等

- 地域における行政のスポーツ部局・障害福祉部局をはじめ、関係団体間の連携・協働組織の常設化
- 障害者スポーツの競技団体によるガバナンス強化と基盤強化に向けた方策を検討
- 実践の場において、組織間を連携調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター（仮称）」等の人材の検討

その他

- 今後、有識者会議において、更に議論を行い、平成27年度末までに最終とりまとめ